

// あなたに合った公園が見つかる！ //

利用目的別公園一覧

駐車場がある公園



01 田ノ浦ビーチ	P 6	20 上野丘子どものもり公園	P30	31 判田台中央公園	P46
03 駄原総合運動公園	P10	22 横尾あおぞら公園	P32	34 七瀬川自然公園	P48
06 南大分スポーツパーク	P13	23 松原緑地	P34	40 舞子浜緑地	P55
07 津留運動公園	P14	24 家島緑地	P35	43 大在公園	P58
09 平和市民公園	P16	26 鶴崎スポーツパーク	P38	47 佐野植物公園	P64
10 日岡公園	P19	27 鶴崎公園	P40	48 日吉原緑地	P66
12 桃園公園	P21	28 高江中央公園	P42	53 天然塚公園	P71
13 下郡あおぞら公園	P22	30 吉野梅園	P45		

バリアフリースイレがある公園



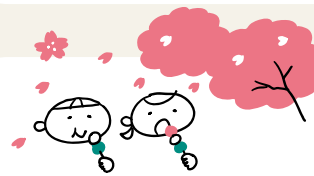
01 田ノ浦ビーチ	P 6	20 上野丘子どものもり公園	P30	39 大在浜公園	P54
03 駄原総合運動公園	P10	22 横尾あおぞら公園	P32	41 北公園	P56
06 南大分スポーツパーク	P13	23 松原緑地	P34	43 大在公園	P58
09 平和市民公園	P16	24 家島緑地	P35	44 横塚公園	P60
10 日岡公園	P19	25 三佐中央公園	P36	47 佐野植物公園	P64
11 向原公園	P20	26 鶴崎スポーツパーク	P38	48 日吉原緑地	P66
12 桃園公園	P21	27 鶴崎公園	P40	49 浜中公園	P68
13 下郡あおぞら公園	P22	28 高江中央公園	P42	50 金道公園	P68
14 ジングル公園	P24	30 吉野梅園	P45	51 坂ノ市公園	P69
15 城崎公園	P24	33 植田ふれあい公園	P47	52 久原公園	P70
16 小鹿公園	P25	34 七瀬川自然公園	P48	53 天然塚公園	P71
17 ふないアクアパーク	P26	35 ポストンパーク	P51	54 奥山公園	P72
18 若草公園	P27	37 緑ヶ丘中央児童公園	P53	56 佐賀関支所跡広場	P74
19 大分城址公園	P28	38 寒田公園	P53		

● オストメイト用設備有



大型遊具がある公園

01 田ノ浦ビーチ	P 6	28 高江中央公園	P42	47 佐野植物公園	P64
20 上野丘子どものもり公園	P30	34 七瀬川自然公園	P48	49 浜中公園	P68
22 横尾あおぞら公園	P32	41 北公園	P56	51 坂ノ市公園	P69
25 三佐中央公園	P36	42 寺園公園	P57		
26 鶴崎スポーツパーク	P38	44 横塚公園	P60		



桜がきれいな公園

06 南大分スポーツパーク	P13	19 大分城址公園	P28	45 大野川右岸緑地	P62
09 平和市民公園	P16	34 七瀬川自然公園	P44		

バーベキューができる公園



09 平和市民公園（春のみ）	P16	34 七瀬川自然公園	P48
期間／3月20日～4月20日		期間／3月1日～11月30日	
時間／10：00～21：00		時間／10：00～19：00	
19 大分城址公園（春のみ）	P28	40 舞子浜緑地	P55
期間／3月20日～4月20日		期間／4月29日～10月31日	
時間／10：00～21：00		時間／10：00～17：00	

【注意事項】

・予約制ではありませんので、他の利用者と譲り合ってください。
・開放期間、時間については、大分市のホームページをご覧ください。

健康器具がある公園



03 駄原総合運動公園	P10	26 鶴崎スポーツパーク	P38	50 金道公園	P68
06 南大分スポーツパーク	P13	27 鶴崎公園	P40	51 坂ノ市公園	P69
09 平和市民公園	P16	34 七瀬川自然公園	P48	52 久原公園	P70
13 下郡あおぞら公園	P22	36 富士見が丘中央公園	P52	53 天然塚公園	P71
16 小鹿公園	P25	37 緑ヶ丘中央児童公園	P53	54 奥山公園	P72
21 庄ノ原児童公園	P32	44 横塚公園	P60	55 野中公園	P73
25 三佐中央公園	P36	49 浜中公園	P68		



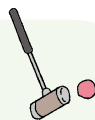
Q.
公園で花火をしても
いいですか

A.



音の出る花火、不特定方向に動く花火（ねずみ花火ほか）、飛ぶ花火（ロケット花火ほか）は絶対にしないでください。手持ち花火などの子ども用花火であれば、周囲や地面に芝生・草等の燃えるものがなく、周辺の住宅に煙害の及ばない場所（園路、駐車場、休憩所等を除く広場内）に限り、周辺住民のご理解をいただける範囲内で可能です。

Q.
ゲートボールや
グラウンドゴルフを行う
場合は、どのようなことに
気を付けたらいいですか



A.

放課後の時間帯や土曜日・日曜日・祝日は公園の利用者が増えますので、なるべく平日の午前中など利用者の少ない時間帯に行うようにしてください。また、音が響くため、住宅街に隣接している公園では早朝を避けるなどの配慮をお願いします。

Q.
公園の広場で
野球やサッカーの試合
もしくは試合形式の
練習をしていいですか

A.

公園の広場では小学生以下であれば試合もしくは試合形式の練習ができることとしています。ただし、小学生以下の試合もしくは試合形式の練習であっても、少年野球のグラウンド規格、少年サッカーのコート規格より狭い広場ではできません。特にボールが公園から飛び出さないような配慮をお願いします。公園使用中の事故は使用者の責任となりますので十分注意してください。

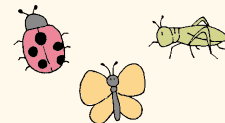
Q.
公園内でたばこを
吸っていいですか

A.

公園の施設内（トイレ・レストハウスなど）は禁煙となります。屋外では喫煙できますが、公園を利用している子どもやたばこの苦手な方がいらっしゃいます。周囲に人がいるときは喫煙しないなど受動喫煙防止にご協力をお願いします。

Q.
公園で昆虫や木の実・
果実・タケノコを
とっていいですか

A.



昆虫は自分で飼える数にとどめる、捕まえた後、放してあげるなどの配慮をお願いします。公園内に落ちていどんぐりなどは持ち帰っても構いません。ただし、木になっている果実や木の実、タケノコは持ち帰らないでください。

Q.
遊具で安全に遊ぶためには
どうすればいいですか

A.

子どもたちがルールを守って楽しく安全に遊べるように次のポイントに配慮してください。

1. 保護者の方は、子どもの年齢や遊びに伴うリスクの難易度に応じて、「目の届く位置」か「声の届く位置」あるいは「手が届く位置」で見守ってください。2. 遊具に引っ掛けやすい服装や持ち物に注意してあげてください。3. 夏の暑い日は遊具でのやけどや熱中症に気をつけましょう。4. 遊具から手を放したり、飛び降りたりするなど無理な使い方はやめましょう。

Q.
ゴミはどうしたら
いいですか

A.



たばこの吸い殻や空き缶等は各自で必ず持ち帰ってください。また、家庭ゴミを持ち込んだり、ペットのフンを放置したりしないでください。市内中心部は「大分市ポイ捨て防止等強化区域」に指定されており、ポイ捨てなどの違反を行った者には罰則を適用しています。ゴミの投棄は、景観を損なうだけでなく衛生環境にも悪影響を及ぼします。

Q.
公園で自転車に
乗っていいですか

A.



原則、車両の乗り入れが禁止となっています。公園内を自転車で通る場合は自転車から降りて手で押すようにしてください。幼児が自転車の練習をする場合は必ず保護者が付き添い、他の利用者がいない場所で練習をするようにしてください。保護者は、練習が自己責任を伴うものであることを認識し、他の利用者との事故を起こさないよう十分注意してください。

Q.
公園にテントを張ってもいいですか

A.

公園利用の支障となる場合がありますので、公園にテントを張ることはご遠慮ください。

Q.
ドッグランはありますか



A.

現在、公園にはドッグランはありません。
※大分動物愛護センターが「みどりのドッグラン」を開設しています。

Q.
ドローンを飛ばしていいですか

A.

ドローンの飛行は原則許可しておりません。詳しくは公園緑地課までお問い合わせください。

Q.
公園で防災訓練をしたいのですが

A.

公園で防災訓練を行う場合は申請が必要です。

.....
平和市民公園・下郡あおぞら公園・潮かぜ公園・細ふれあい公園の4公園には、ベンチの座面を外すことで災害時に炊き出し用のかまどとして使用できる「かまどベンチ」が設置されています。防災意識の向上を目的としたイベント等を開催する場合は、かまどベンチの貸し出しを行っておりますのでご相談ください。

Q.
公園内で撮影をしたいのですが

A.

公園内で撮影を行う際、事前に申請が必要な場合があります。詳しくは、P81の「公園の使用について」を参考にしてください。

スポーツ施設の 使用について

申請が必要です。

窓口及びインターネットにて申請を行っていただきます。

インターネットで予約する場合は、事前に窓口にて利用者登録が必要となります。詳細については、スポーツ振興課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 _____
大分市スポーツ振興課
TEL.097-537-5650

おおいた公共施設
案内・予約システム



公園の使用について

公園を一時的に全部または一部を占有して利用する場合は申請が必要です。

使用する公園によって申請書または使用届が必要になります。まずは、申請内容等について公園緑地課までお問い合わせください。申請書、その他必要書類の提出はご利用日の2週間前までにお願いします。

【イベント】

2～6カ月前までに、公園緑地課まで電話などでご相談ください。

【撮影】

公園内で撮影を行う際、申請が不要な場合と必要な場合がありますので、下記を参考にしてください。

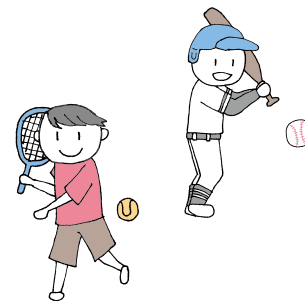
[申請が不要な例]

- ・スナップ写真、スナップムービー等
一般的な記念撮影

[申請が必要な例]

- ・写真店、結婚式場等によるウェディング撮影
- ・雑誌、カタログ、広告撮影
- ・映画、番組の撮影（報道を除く）
- ・業務の宣伝用の撮影（コマーシャル等）

公園に関する
各種申請書について



“公園の利用にあたって”

公園使用のオンライン申請について

大分市が管理する公園をイベントや自治会活動などの目的で使用する際、「都市公園の行為許可申請書」が必要となりますが、令和6年4月よりスマートフォンやパソコンから申請できるようになりました。（田ノ浦ビーチについては令和6年9月より実施予定）

都市公園の使用については、6カ月先までの予約を受け付けています。

※大分市の野球場やプールなどの有料公園施設の使用については、スポーツ振興課へお問い合わせください。

.....

「都市公園の行為許可申請書」が必要な場合の例

自治会等の地域団体が行う催し（お祭り、盆踊り、もちつき大会、廃品回収など）

・民間団体等が行う催し

・団体で行うスポーツ大会（グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会など）

[注意事項]

※申請完了時等に「noreply@mail.graffer.jp」のアドレスからメールが送信されます。メールが届かない場合は迷惑メールに分類されてしまっている可能性があります。お使いのメールに関する設定をご確認ください。

※申請内容に不備等がある場合、メールや電話にてご連絡させていただく場合がございます。

※公園使用料のお支払いはクレジットカード決済のみとなっております。あらかじめご了承ください。

※審査完了後、許可書ダウンロードのお知らせをメールにてお送りいたします。



都市公園の
オンライン申請について



“公園の利用にあたって”

仲良く安全に遊ぶために

子どもたちがルールを守って楽しく安全に遊べるように、以下のことに注意しましょう。

保護者はお子さんから
目を離さずに！

3～9歳の子どもを公園で遊ばせるときは、子どもの年齢や遊びに伴うリスクに応じて、「目が届く位置」「声が届く位置」「手が届く位置」で見守りましょう。

子どもたちの服装に
気を付けましょう！

マフラーやカバン、フードなどが引っかかりやすい衣服で遊ぶと、遊具に引っかかりケガをする恐れがあります。

.....

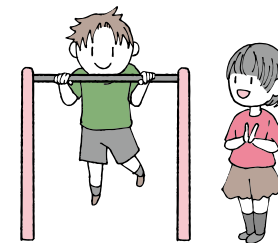
[おすすめの服装]

- 首周りに紐やフードのついていない衣服
- 上着の前は閉じる
- 脱げにくい靴



公園はみんなのもの！
大切に扱いましょう

公園はいろんな人が使う公共の場です。遊具を無理に使ったり、独り占めしたりせずみんなで仲良く使いましょう。



年齢や体力にあった遊具で
遊びましょう！

遊具にはさまざまな種類があります。子どもの年齢や体力にあわない遊具で遊ぶと、怪我をする恐れがあります。遊具の対象年齢表示がある場合は、その表示に従って遊びましょう。対象年齢の表示がない場合は、見守る大人の責任と判断で、遊具で遊ばせてください。



夏の公園はやけどに注意！

遊具やベンチは日差しにより表面が高温になり、やけどをする恐れがあります。暑い時間帯の利用を控える、保護者の方が触って温度を確かめるなど対応しましょう。また、こまめに水分補給をするなどの熱中症対策も起こってください。